

当社発電設備に係る再発防止対策の取り組みについて

平成22年 4月23日



東京電力株式会社

1. 目的
2. 平成21年度 行動計画
3. 活動体制
4. 再発防止対策の実施状況と検証結果
5. 今後の取り組み

参考：(1) 社員意識調査結果

(2) 社外有識者からのご意見

別紙：再発防止対策の検証結果一覧

別冊：再発防止対策の個別評価結果

1. 目的

- 当社は、平成18年11月以降、当社発電設備においてデータ改ざんや手続き不備等の不適切事案が明らかになったことに対する強い反省に立ち、これまでの再発防止対策として取り組んできた「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させるとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、各方策を改善しつつ、継続的に推進しております。
- 本内容は、平成21年度の行動計画に基づき、この一年間に推進してきた再発防止対策について、実施状況と効果の検証結果、これを踏まえた平成22年度以降の取り組み方針について報告するものです。

2. 平成21年度 行動計画

2.1. 取り組み方針

▶平成20年度の再発防止活動の検証結果ならびに社外の方々から頂戴したご意見等を踏まえ、平成21年度の取り組み方針を以下のとおり設定。

- 再発防止に対する社員の意識・行動や仕組みについては、概ね、定着してきていることから、各再発防止対策を着実に日常業務に落とし込み、定着させる。
 - 「不適切な行為が会社の存続を危うくする」という危機意識の持続と、部門を横断した一層の水平展開に重点をおいた活動を展開。
- 〔
- ✓平成18年11月の発電設備に係る不適切事案発生以降、再発防止活動も3年目を迎えることから、活動の原点に立ち返り、社員一人ひとりが、再発防止に対する高い意識を持続するための活動を推進。
 - ✓これまで構築した「不具合を管理する仕組み」や「水平展開する仕組み」を一層活用し、不適切事案の抽出と対応策の立案、保安活動に有効な事例の水平展開を重点的に実施。
- 〕
- 日常業務への定着、危機意識の持続、一層の情報共有・水平展開の推進のため、平成21年度も再発防止に関する部会を継続。
 - 社外の方々のご意見や、より客観的な視点を、可能な限り再発防止対策に反映していく。

2.2. 全社行動計画

I. 意識面（しない風土）の方策

- 企業倫理定着活動の充実
- 人材交流の継続
- 危機意識を持続するための活動の展開

II. 仕組み面（させない仕組み）の方策

- 規程・マニュアルの継続的な改善
- 内部監査の継続的な実施
- 情報共有・水平展開活動の更なる充実

III. 仕組み面（言い出す仕組み）の方策

- 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの継続
- 業務の集中的見直し「業務の点検月間」の継続実施
- 不具合管理の仕組みの更なる活用・充実
- 店所サポートの継続実施
- 法務室による店所サポートの継続実施
- 社外関係各所とのコミュニケーション強化

※太字：平成21年度重点実施方策

3. 活動体制

3.1. 活動体制

▶平成21年度は、以下の観点から、平成18年11月以降リスク管理委員会（常設）の下に設置した「発電対策部会」、「再発防止策検討部会」を統合するとともに、「再発防止策検証部会」と名称変更し、全社的な活動を推進。

- 発電設備におけるデータ改ざんや手続き不備等の個別事案に関する検討・対応は、概ね完了する見通しであること。
- 全社的な各対策は定着しつつあり、今後は、その効果を検証し「日常業務への着実な定着」に重点をおいた活動の推進が必要であること。
- 併せて、再発防止に対する意識の持続、部門横断の一層の水平展開が必要であること。

【平成21年度再発防止対策の活動体制】 平成22年3月現在

リスク管理委員会（委員長：社長）

法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検証部会（再発防止策検証部会）
部会長：白川副社長

水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会（水力検討会） 主査：山口常務

火力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会（火力検討会） 主査：山口常務

原子力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会（原子力検討会） 主査：相澤常務

※各部門固有で、継続実施する対策も一部あったことから、再発防止策検証部会の下で、各検討会を存続

3.2. 再発防止策検証部会の活動状況

- ▶ 全社的な再発防止の取り組みに関する行動計画の策定、実施内容の確認・効果検証ならびに、個別事案等に関する情報共有と水平展開を実施。

法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検証部会（再発防止策検証部会） 構成員

〔部会長〕 白川副社長

〔副部会長〕 武黒副社長， 鼓副社長， 藤本副社長， 山崎常務， 山口常務， 西澤常務， 相澤常務

〔メンバー〕 企画部長， 技術部長， 環境部長， 広報部長， 関連事業部長， 総務部長， 労務人事部長， 用地部長， 電子通信部長， 工務部長， 配電部長， 火力部長， 建設部長， 原子力品質・安全部長， 原子力運営管理部長， 品質・安全監査部長， 原子力品質監査部長

〔オブザーバー〕 常任監査役， 弁護士 他

※平成22年3月現在

【平成21年度 活動実績】

開催回	開催日	主な報告・審議事項
第1回	平成21年 4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度再発防止対策に関するアクションプランについて ・不具合管理の取り組みについて
第2回	平成21年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度社員意識調査結果の詳細分析結果について ・情報提供・水平展開の活動状況について
第3回	平成21年 12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・言い出す仕組み「業務の点検月間」の実施状況について
第4回	平成22年 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の取り組み状況・評価と今後の方向性について
第5回	平成22年 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の検証結果と今後の取り組みについて

4. 再発防止対策の実施状況と検証結果

4.1. 再発防止対策の効果検証方法

- 再発防止対策の効果検証にあたっては、自己評価（実施状況の確認、実効性の評価）と監査による評価を行った上で、総合的に評価。

自己評価	実施状況の確認方法	<ul style="list-style-type: none">➤主に方策の実施件数・実施率などの観点から実施部署が評価 <p>【評価区分】 完了／一部を除き完了／未完了</p>
	実効性の評価方法	<ul style="list-style-type: none">➤主に以下の方法により、実施部署が可能な限り定量的に評価 <p>◎社員意識調査（平成22年1月15日～29日実施、参考1）</p> <ul style="list-style-type: none">・全社員を対象に、企業倫理に関する意識・実践度合いや再発防止対策の効果等についてアンケート調査・調査結果はプラス評価^{（注）}の割合、前回との比較等により評価 <p>（注）例：良好な状態かどうかを問う設問で「思う」「まあ思う」「どちらともいえない」「あまり思わない」「思わない」の5段階の選択肢のうち、「思う」「まあ思う」の割合</p> <p>◎部門アンケート、参加者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none">・特定部門および研修受講者等を対象としたアンケート結果の評価 <p>【評価区分】 有効／有効だが一部に課題あり／有効性に疑問／現段階では判断できず</p>

監査による評価

- 内部監査部門が各再発防止対策の検討・展開状況等を監査することにより、対策の実施状況および実効性を評価

【評価区分】

有効／有効だが一部に課題あり／有効性に疑問／現段階では判断できず

総合評価
(評価区分)

- A：自己評価および監査の結果，実施状況・実効性とも目標達成
B：自己評価および監査の結果，実施状況・実効性の一部に課題
C：自己評価および監査の結果，実施状況・実効性が大きく目標未達

- 評価結果については，社外有識者のご意見 **参考2** を反映しつつ，再発防止策検証部会および経営会議での審議を経て決定。

4.2. 全社的な再発防止対策の実施状況と検証結果

I. 意識面(しない風土)の方策：3方策，12項目

■：平成21年度重点実施方策

方 策	実施状況(概要)	詳細(別冊)
企業倫理定着活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「企業倫理遵守に関する行動基準」を活用した研修を実施 不適切事案を題材としたケース・スタディ等の研修ツールを充実 特別管理職，技術系社員への倫理研修を実施 	I-1-(1)~(7)
人材交流の継続	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月の定期異動等に併せ，45名の交流異動を実施 	I-2
危機意識を持続するための活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の実施状況・検証結果の公表，業務の点検月間開始に併せ，経営層から社員へのメッセージを発信 経営層の事業所訪問等に際してメッセージの発信，意見交換等を実施 過去の当社不祥事による社内外への影響を解説した資料を作成・配布し，グループ討議を実施 	I-3-(1)~(2)

評価結果	A	12項目	実施状況評価	全ての方策が平成21年度中に完了
			実効性評価	全ての方策の有効性を確認
	B	0項目	監査結果	実施状況・実効性に関して，課題のないことを確認
C	0項目	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況は良好であり，実効性評価・監査の面からも有効性を確認 社員意識調査は高水準を堅持しており，社員の企業倫理に対する意識・行動は向上・定着してきていることを確認 引き続き，日常業務において「しない風土」の醸成をはかる 	

Ⅱ. 仕組み面(させない仕組み)の方策：3方策，6項目

■：平成21年度重点実施方策

方 策	実施状況(概要)	詳細(別冊)
規程・マニュアルの継続的な改善	<ul style="list-style-type: none"> レビューを実施し，制改定計画を策定した上で，約1,500の規程・マニュアルを制改定 規程・マニュアル遵守の意識定着へ向けた意見交換を実施（本店，24店所・事業所） 	Ⅱ－1－(1)～(2)
内部監査の継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査により，再発防止対策の有効性を確認 	Ⅱ－2－(1)
情報共有・水平展開活動の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止策検証部会を活用し，部門横断の検討と情報共有を推進 設備保安に関する不具合事例等について，「保安活動水平展開の広場」等を活用し，情報共有・水平展開を実施 	Ⅱ－3－(1)～(2)

評価結果	A	6項目	実施状況評価	全ての方策が平成21年度中に完了
			実効性評価	全ての方策の有効性を確認
	B	0項目	監査結果	実施状況・実効性に関して，課題のないことを確認
C	0項目	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況は良好であり，実効性評価・監査の面からも有効性を確認 規程・マニュアルの改善，情報共有・水平展開活動等の各方策は定着してきており，実施方法の改善等を行いつつ，引き続き日常業務で実施 	

Ⅲ. 仕組み面(言い出す仕組み)の方策：6方策，20項目

■：平成21年度重点実施方策

方 策	実施状況(概要)	詳細(別冊)
立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの継続実施 (原子力部門)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年11月作成の「基本的行動規範」をもとにケース・スタディを作成し、各所でグループ討議を実施 「地域の声委員会」を四半期毎に開催するとともに、地域の声の分析・改善等を実施 	Ⅲ－1－(1)～(2)
業務の集中的見直し「業務の点検月間」の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 法令・社内規程等に対する不備等を全社大で集中的に見直す「業務の点検月間」を継続実施（平成21年7～8月） <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度討議件数：約6,000件（前年度比：410件減） 店所での討議の結果、本店に上申され検討を行った事案は、181件 法令遵守の観点から調査・対応策の検討を行う事案、官庁・自治体への働きかけを行う事案は、0件 	Ⅲ－2
不具合管理の仕組みの更なる活用・充実	<ul style="list-style-type: none"> 各設備部門における「不具合管理の仕組み」を活用した不具合事案のフォロー、水平展開を実施 本店各部の店所巡回等による「不具合管理の仕組み」の定着へ向けた周知・意見交換活動を実施 	Ⅲ－3－(1)～(2)
本店各部による店所サポートの継続	<ul style="list-style-type: none"> 店所巡回による意見交換や課題のフォローを実施 企業倫理相談窓口への連絡方法や相談者保護について、連絡会や研修等を活用し、周知活動を実施 	Ⅲ－4－(1)～(3)

(次頁へ続く)

方 策	実施状況(概要)	詳細(別冊)
法務室による店所サポートの継続	<ul style="list-style-type: none"> 法務室（平成19年7月設置）による法律相談受付ライン，出前法律相談を活用したサポートを継続実施 	Ⅲ－5
社外関係各所とのコミュニケーション強化	<ul style="list-style-type: none"> 既存の連絡会等を活用し，関係会社・協力会社との再発防止の取り組みに関する情報共有を実施 原子力安全・保安院等との定期的な意見交換や，法令手続き等の事前相談を実施 	Ⅲ－6－(1)～(2)

評価結果	A 20 項目	実施状況評価	全ての方策が平成21年度中に完了
		実効性評価	全ての方策の有効性を確認
	B 0 項目	監査結果	実施状況・実効性に関して，課題のないことを確認
		総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況は良好であり，実効性評価・監査の面からも有効性を確認 不具合管理の仕組み，店所サポート等の各方策は定着してきていることを確認。方策の改善等を行いつつ，引き続き，日常業務で実施。 「業務の点検月間」についても，日常的な制度に見直しを行い，「言い出す仕組み」の更なる充実をはかる
	C 0 項目		

<評価総括>

➤ 以上のとおり，再発防止対策12方策 38項目は全て「A評価」であり，各方策の有効性ならびに日常業務への定着を確認。

※各再発防止対策の詳細な検証結果については，別紙，別冊 を参照

5. 今後の取り組み

▶22年度以降も、引き続き「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」の各方策を各職場の日常業務で確実に実施し、企業倫理・法令遵守を徹底していく。

- 各再発防止対策が日常業務に定着してきたことから、「再発防止策検証部会」は平成21年度末で解消することとし、今後は平常時のリスク管理として、常設の「リスク管理委員会」において管理を行うこととする。
- 社員意識調査による定期的なモニタリングを継続実施するとともに、企業倫理委員会等において、社外の方々からのご意見も頂きつつ、各方策に必要な改善を実施していく。
- なお、水力部門においては、国土交通省からの指示により、当面の間、水利使用に係る適正性点検結果やダム の安定性点検結果等の取り組み状況について、当局へ報告する必要があるため、水力検討会をリスク管理委員会の下に残置し、実施状況を管理することとする。

▶企業倫理・法令遵守は事業の基盤であるとの意識を持続させるとともに、取り組みの風化防止についても、継続的に取り組んでいく。

▶ホームページなど各種媒体を通じ、企業倫理・法令遵守に関する取り組み等について、広く社外へ発信していく。

以上

社員意識調査結果

■ 調査概要

- ・実施時期：平成 22 年 1 月 15 日 ～ 1 月 29 日
- ・質問数：26 問（企業倫理全般に関する調査：16 問，各種再発防止対策に関する調査：10 問）
- ・回答者数：約 32,800 人（回答率：約 91.4%）

■ 企業倫理全般に関する意識調査

項目	設問	プラス評価	
		今回	前回
職場の安全意識	Q1 職場における安全意識の浸透度合い	96%	95%
	Q2 職場における安全確保のための活動の実践度合い	94%	93%
個人の企業倫理	Q3 行動基準の意識の度合い	98%	98%
	Q4 行動基準の実践度合い	95%	94%
	Q5 危機意識を持った業務の遂行度合い	97%	97%
職場の企業倫理	Q6 職場における「ルール遵守」の実践度合い	98%	98%
	Q7 職場における「誠実な行動」の実践度合い	94%	93%
	Q8 職場における危機意識を持った業務の遂行度合い	96%	95%
倫理違反への対処	Q9 倫理違反を知った場合の上司等への相談の可否	94%	93%
	Q10 上司による企業倫理違反指示への服従の可否	79%	78%
研修の効果	Q11 企業倫理研修による倫理観の維持・向上の度合い	90%	90%
不祥事の温床	Q12 職場における不祥事の温床の有無	71%	69%
何でも言える職場	Q13 仕事への疑問を感じたり，法令解釈等の問題に気づいた際の所管箇所への確認の有無	90%	89%
	Q14 職場の業務上の悩み等の相談をサポートする仕組みの充実度	69%	66%
	Q15 関係会社等とのコミュニケーション実践度合い	90%	88%
	Q16 何でも言える職場の進展度合い	84%	82%

■ 各再発防止対策の効果に関する調査

項目	設問	プラス評価	
		今回	前回
I. 意識面（しない風土）の対策			
・ 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実			
	Q17 原点回帰・リスク等をテーマとした危機意識醸成グループ討議の効果確認	96%	96%
	Q18 研修による特別管理職の役割の再認識度	99%	99%
	Q19 事例（ケース・スタディ、他社不祥事事例）等の理解度	97%	97%
II. 仕組み面（させない仕組み）の対策			
・ 規程・マニュアルの充実			
	Q20 必要なルールの制定の有無	93%	92%
	Q21 不合理なルールの有無	70%	68%
III. 仕組み面（言い出す仕組み）の対策			
・ 業務の点検月間設置等による業務の集中的見直しの実施			
	Q22 業務の点検月間の実施方法に関する評価	86%	84%
	Q23 業務の点検月間の効果に関する評価	79%	80%
・ 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化			
	Q24 相談窓口への連絡方法の認知度	84%	83%
	Q25 相談窓口の相談者保護原則の認知度	90%	90%
・ 第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化			
	Q26 法務室設置による法令等の疑問解決サポート進展度	70%	69%

(以 上)

社外有識者からのご意見

■ 第 46 回企業倫理委員会

- ・日 時：平成 22 年 2 月 26 日 15 時～17 時 10 分
- ・場 所：当社本店 1201 会議室
- ・社外委員：江 見 弘武 氏（弁護士）
 札 野 順 氏（金沢工業大学 教授）
 中 西 晶 氏（明治大学 教授）

■社外委員からの主なご意見

- 「業務の点検月間」をキャンペーン的な取り組みから、日常業務へ落とし込んでいくという方向性はよい。今後も「問題を認識できない」、あるいは「問題は認識しているが言い出せない」という点に留意して取り組んで頂きたい。
- 各部門の不適切事例については、積極的に部門間で情報共有を進めて、再発防止に取り組んで頂きたい。
- 企業倫理の定着ではトップのリーダーシップが重要であるが、長い目でみると若年層に対する企業倫理研修が非常に効果的であり、これらの意識を高めていくことが、問題を言い出しやすくする職場風土づくりに役立つ。
- 社会の「安心」を確保するためには、技術者の考える「安全」と社会の考える「安全」とのギャップをどこまで埋めていくかが課題である。

(以 上)

再発防止対策の検証結果一覧

■：平成 21 年度重点実施方策，それ以外は各部の日常管理方策

分類	方策	実施項目	総合評価	参考（別冊）	
				No.	頁
I しない風土	1 企業倫理定着活動の充実	行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施①	A	I-1-(1)①	1
		行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施②（水力部門）	A	I-1-(1)②	2
		研修ツールの充実	A	I-1-(2)	3
		技術者倫理研修の継続実施①	A	I-1-(3)①	4
		技術者倫理研修の継続実施②（火力部門）	A	I-1-(3)②	5
		特別管理職研修の継続実施	A	I-1-(4)	6
		管理者のマネジメント力向上によるライン業務の管理の徹底と内部統制の充実（火力部門）	A	I-1-(5)	7
		不適切事例を題材としたケース・メソッドの継続実施（水力部門）	A	I-1-(6)	8
		保安教育の継続実施（火力部門）	A	I-1-(7)	9
	2 人材交流の推進	部門間・事業所間人材交流を継続実施	A	I-2	10
3 危機意識を持続するための活動の展開	経営層からのメッセージ発信	A	I-3-(1)	11	
	再発防止活動の原点に立ち返る資料の作成・配布	A	I-3-(2)	12	
II させない仕組み	1 規程・マニュアルの継続的な改善	レビューの実施や「疑義・改善システム」の活用等による規程・マニュアルの継続的な改善	A	II-1-(1)	13
		法令手続き・技術に関する研修の実施（水力部門）	A	II-1-(2)	14
	2 内部監査の継続的な実施	内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認	A	II-2-(1)①	15
		内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認（原子力部門）	A	II-2-(1)②	16
	3 情報共有・水平展開活動の更なる充実	再発防止策検証部会を活用した情報共有，部門を横断した検討の推進	A	II-3-(1)	17
		「保安活動水平展開の広場」を活用し，更なる水平展開を推進	A	II-3-(2)	18

分類	方策	実施項目	総合評価	参考（別冊）	
				No.	頁
Ⅲ 言い出す仕組み	1 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着	「行動規範」の周知活動の実施	A	Ⅲ-1-(1)	19
		地域の声委員会の継続開催	A	Ⅲ-1-(2)	20
	2 業務の集中的見直しの継続実施	「業務の点検月間」の継続実施	A	Ⅲ-2	21
	3 不具合管理の仕組みの更なる活用・充実	不具合管理の仕組みの定着活動の継続実施 不具合管理の仕組みを活用した更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施 (電子通信・水力・流通部門)	A	Ⅲ-3-(1)① Ⅲ-3-(2)①	22
		不具合管理の仕組みの定着活動の継続実施 (火力部門)	A	Ⅲ-3-(1)②	23
		不具合管理の仕組みを活用した更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施 (火力部門)	A	Ⅲ-3-(2)②	24
		不具合管理の仕組みを活用した更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施 (原子力部門)	A	Ⅲ-3-(2)③	25
	4 本店各部による店所サポートの継続実施	店所巡回サポートの継続 (水力部門)	A	Ⅲ-4-(1)①	26
		店所巡回サポートの継続 (火力部門)	A	Ⅲ-4-(1)②	27
		法令・技術サポートの継続実施 (火力部門)	A	Ⅲ-4-(2)	28
		企業倫理研修等の機会を捉えた相談窓口への連絡方法や相談者保護についての周知活動の継続	A	Ⅲ-4-(3)	29
	5 法務室による店所サポートの継続実施	出前法律相談, ヘルプラインの継続実施	A	Ⅲ-5	30
	6 社外関係各所とのコミュニケーションの強化	関係会社, 協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有①	A	Ⅲ-6-(1)①	31
		関係会社, 協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有② (電子通信・水力・流通部門)	A	Ⅲ-6-(1)②	32
		関係会社, 協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有③ (火力部門)	A	Ⅲ-6-(1)③	33
		関係会社, 協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有④ (原子力部門)	A	Ⅲ-6-(1)④	34
		原子力安全・保安院等, 社外関係各所への積極的な情報提供①	A	Ⅲ-6-(2)①	35
		原子力安全・保安院等, 社外関係各所への積極的な情報提供② (水力部門)	A	Ⅲ-6-(2)②	36
		原子力安全・保安院等, 社外関係各所への積極的な情報提供③ (火力部門)	A	Ⅲ-6-(2)③	37

【参考】平成 20 年度未完了に伴う継続管理方策（水力・原子力部門）

分類	方策・実施項目	総合 評価	参考（別冊）	
			No.	頁
水力	II. させない仕組み 1 規程・マニュアルの継続的な改善 以下の技術的課題に関して，関係当局との協議を継続 ・揚水発電所における流入量/放流量，水位データの処理方法 ・渋沢ダム操作規程	B※1	参考 水力ー1	38
原子力	II. させない仕組み ○ 制御棒自然引き抜けの防止 ・制御棒駆動水系冷却水差圧高／低の警報分離 ・制御棒駆動水系冷却水の差圧が高くなった場合に制御棒駆動水系ポンプを停止させ差圧上昇を防止するインターロックの新規採用	B※2	参考 原子力ー1	39
	F. 電事連大で展開する対策 ○ 組織風土評価の活用 ・日本原子力技術協会による組織風土評価を活用した改善策の検討・実施	A	参考 原子力ー2	40
	N. 経済産業省指示事項（30 項目）に対する行動計画 ○ 直近の定期検査における特別な検査の実施	—	参考 原子力ー3	41
	N. 経済産業省指示事項（30 項目）に対する行動計画 ○ 運転データ情報の監視	—	参考 原子力ー4	42

※1 当局との協議が継続中であり，ダム操作規程の改定が未完了。

※2 定期検査にあわせて対策工事を実施しているため，一部のプラントで未完了。

再発防止対策の個別評価結果

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	総務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (1) 行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施①	実施対象	全社員

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
○各職場において、行動基準を活用した日常の企業倫理定着活動を実施	随時	○行動基準を活用した、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（時間/人）	○完了：行動基準を活用した、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動を実施。 9.1 時間/人 (平成 20 年度比 +0.1 時間/人) →以下のような行動基準を活用した研修を行い、本対策の実施は完了。 ・行動基準の読み合わせ等 2.5 時間/人 ・グループ討議（原点回帰・リスク等をテーマとしたグループ討議等） 2.7 時間/人 ・職場の実態に応じた独自の取り組み（ケース・事例研修等） 1.9 時間/人 ・ケース・メソッド他 2.0 時間/人	完了

実効性 評価 方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・行動基準に関する意識度合い（Q3）	実効性 評価 結果	○全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり。 ・行動基準の意識度合い（Q3）において、プラス評価が98%(前回と同水準) →行動基準の意識度合いは極めて高い水準であることから、一定の効果が得られたものと評価できる。	評価	有効
-----------------	--	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、行動基準の意識度合いが高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○方策が的確に実施され、その有効性確認するとともに、社員に企業倫理意識が定着してきていることを確認。 ○平成 22 年度も、その効果の維持・向上を図るべく、行動基準の定着につながる各種企業倫理定着活動を継続して実施していく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	工務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (1) 行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施②（水力部門）	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
○データの取扱いに関する行動基準（姿勢・心構え）の読み合わせ実施	毎月	○読み合わせ実施回数	○水力系各職場（71グループ）において、グループミーティング等の機会にデータの取り扱い等に関する行動基準の読み合わせを実施。 ・本店主管部：2グループ ・店所本部：14グループ ・第一線職場：55グループ ○実績：44回程度/グループ ・企業倫理活動DBに実績登録	完了

実効性 評価 方法	○水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価（行動基準の理解度：確認テスト形式） (設問) ・法令やマニュアルの解釈に悩んだ場合、どのような対応を行っていますか。 ・説明が困難な計測データが確認された場合、どのような対応を行いますか。	実効性 評価 結果	○水力部門を対象としたアンケート（確認テスト）の結果は以下のとおり。 ・「法令等の遵守に向けた行動」に関する設問の正解率は97% (平成20年度比±0ポイント) ・「情報の適切な取り扱い」に関する設問の正解率は98%(平成20年度比+1ポイント) →各設問について高い正解率が得られており、一定の成果が得られたと評価できる。	評価	有効
-----------------	---	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○確認テスト結果によれば、法令遵守に向けた行動、データの適切な取り扱いの理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○行動基準については高い理解度が得られており、定着化が図れている。 ○今後も日常業務として行動基準の読み合わせを継続する。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	総務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (2) 研修ツールの充実	実施対象	全社員

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	実施時期	実施完了基準	
○ケース・スタディの作成 ※不適切行為を題材とし、法令等のルールや行動基準の理解を深める。	毎月（目途）	○ケースの作成	○完了：12 ケース作成 〈例〉・派遣社員への契約外業務依頼 ・所内行事後の帰宅バス 等
○ケース・メソッドの作成 ※お客さま満足と安全再優先といったジレンマが問題となるケース等を用い、倫理的思考訓練を実施	半期毎（目途）	○ケースの作成	○完了：2 ケース作成 〈例〉・土壌汚染の可能性のある土地の売却 ・使命感が強い電力マン
○他社不祥事事例の作成 ※新聞等から他山の石となるような題材を用い自らの行動を振り返る。	毎月（目途）	○事例の作成	○完了：16 事例作成 〈例〉・保守用車両の衝突事故 ・顧客情報流出 等
○危機意識を醸成するためのグループ討議用ツールの作成 ※過去の不祥事を振り返り、今後、業務の中で気をつけなければならない点について討議する。	6 月	○グループ討議用ツールの作成	○完了：グループ討議用ツール「企業倫理定着活動の原点を振り返ろう」の作成（6/30） （参考）・ケース・事例研修：100% ・危機意識醸成に資するグループ討議：100%
			評価 完了

実効性 評価 方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・部門・職場として遵守すべき事項の理解度（Q19） ・過去の不祥事に関する再認識の度合い（Q17）	実効性 評価 結果	○アンケートの回答結果は、以下のとおり。 ・部門・職場として遵守すべき事項の理解度（Q19）のプラス評価が97%（前回と同水準） →遵守すべき事項の理解度がきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。 ・過去の不祥事に関する再認識の度合い（Q17）のプラス評価が96% →過去の不祥事に関する再認識度合いが極めて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。	評価	有効
-----------------	--	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、遵守すべき事項の理解度、および行動基準の意識度合いが高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○方策が的確に実施され、社員に企業倫理意識が定着してきていることが確認された。 ○その効果の維持・向上を図るため、平成 22 年度も企業倫理研修のための不適切事例等を題材とした研修用ツールを充実していく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	総務部 総合研修センター
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (3) 技術者倫理研修①	実施対象	設備部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○技術技能認定（A級）における技術者倫理研修の実施 ・講義「技術者が社会に与える影響」 ・グループ討議「六本木ヒルズ回転ドア」、「スペースシャトルチャレンジャー事故」 ・確認テスト「理解度チェック」	4/21 ～ 12/22	○技術者倫理研修の実施率（実施数） ○平成 21 年度受講予定者の受講率	○完了：技術者倫理研修の実施率 100%（16回/16回） ○完了：平成 21 年度受講予定者の受講率 100%（276人/276人） →研修受講率は 100%となり、計画していた 16 回の研修も 12/22 までに全て終了したことから、実施完了	評価	完了

実効性評価方法	○研修受講後のアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ①技術者の行動が社会的に大きな影響を及ぼすことについての理解度 ②「安全性確保」及び「社会的感性」の重要性の理解度	実効性評価結果	○研修受講後のアンケート回答結果は、以下のとおり。 ①技術者の行動が社会的に大きな影響を及ぼすことについての理解度のプラス評価が 100%(前回比+1 ポイント) ②「安全性確保」および「社会的感性」の重要性の理解度のプラス評価が 100%(前回比+1 ポイント) →研修内容の理解度が極めて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。	評価	有効
---------	---	---------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、理解度が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価および今後の取組	○方策が的確に実施され、技術者倫理意識が定着してきていることが確認された。 ○その効果の維持・向上を図るために、平成 22 年度も技術・技能認定対象者への技術者倫理研修を継続して実施していく。また、技術者倫理に関する研修用ツールを充実していく。	評価	A
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	火力部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (3) 技術者倫理研修の継続実施②（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	実施時期	実施完了基準	
①新入社員教育	4月	○実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：100% (1/1回) ・実施日：4/17 ・対象：火力部門の全新入社員 66人 ・内容：技術者倫理の基礎知識，過去の当社火力発電所における重大事故など
②B級認定対象者研修	4月，12月 2月	○実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：100% (3/3回) ・実施日：4/22，12/10，2/17 ・対象：技術認定B級受検者 56人 ・内容：技術者としての責任，技術者倫理の概要，技術者倫理に関する社会的動向，ケース・メソッドの意義 など
③危機管理研修対象者教育	9月～3月	○実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：100% (7/7回) ・実施日：9/16，12/3，1/7，1/12，2/9，2/23，3/9 ・対象：当直長，副当直長 81人 ・内容：技術者倫理に関する社会動向，技術者倫理の必要性に関する気付き，技術者倫理の指導に関するケース・メソッドおよびロールプレイ など
			評価 完了

実効性 評価 方法	○対象者アンケート（理解度） ①研修の理解度 ②研修による意識の高まり	実効性 評価 結果	○アンケート結果は以下の通り ①理解度プラス評価：97% →研修内容は，十分理解されている ②意識プラス評価：91% →研修により意識が高まっている	評価	有効
-----------------	---	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが計画通りに進捗していることを確認できたことから，完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，研修の理解度，研修による意識の高まりが高い水準にあることから，有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○技術者倫理意識が研修により高まっており，十分な効果があったと評価する。 ○また，既に教育のカリキュラムに取り込まれており，日常業務として定着している。今後も継続的に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	総務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (4) 特別管理職研修の継続実施	実施対象	特別管理職

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○相談窓口案件をベースとした不適切事例を題材としたケース作成	随時	○相談窓口案件によるケース作成	○完了：3 ケース作成 【参考】 ・特別管理職研修受講率：100% (3,951 人/3,951 人) ※管理職が企業倫理遵守を率先垂範する役割を負っていることを自覚させるため、各職場で上記ケースを用いた研修や以下の研修を実施 ・特別管理職研修「企業倫理の定着に向けて～企業倫理相談窓口事例を「他山の石」に～」 - 企業倫理定着に向けた取り組み経緯 - 社外の不適切事例 - 企業倫理相談窓口の対応と事例 - 企業倫理定着活動に向けた取り組み		
			評価	完了	

実効性 評価 方法	○アンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・行動基準の実践度合い（Q4） ※管理職対象 ・管理職としての役割に関する再認識の度合い（Q18）	実効性 評価 結果	○アンケート回答結果は、以下のとおり。 ・行動基準の実践度合い（Q4：管理職対象分）のプラス評価が 99%(前回比+1 ポイント) ・管理職としての役割に関する再認識の度合い（Q18）のプラス評価が 99%(前回と同水準) →行動基準の実践度合いが向上しており、役割の再認識度合いもきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考える。	評価	有効
-----------------	--	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが計画通り進捗していることを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、行動基準の実践度合いが高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○方策が的確に実施され、企業倫理意識が定着してきていることが確認された。 ○効果の維持・向上のため、特別管理職がその職責・役割を認識し、企業倫理遵守の率先垂範を徹底する必要があることから、平成 22 年度も特別管理職研修を継続実施していく。 ○また、研修内容は各職場の自主性に任せつつ、各所からの研修用ツールの提供要望を踏まえ、研修用ツールも更に充実させていく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	火力部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (5) 管理者のマネジメント力向上によるライン業務の管理徹底と内部統制の充実（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
①異動者に対する研修の追加実施	7月以降随時	○研修実施率 (研修実施人数/計画人数*) ※異動者及び未実施者	○完了：100% (122人/122人) [保修関係] 9月 [一般管理関係] 11月 [燃料関係] 12月 [発電関係] 11月～2月 [環境関係] 2月 [建設・土木建築関係] 1～2月 [その他] 2～3月 ※研修実施の背景や目的を火力部のGMが説明するとともに、同職種の管理者(GM)が、同様に抱える共通のリスクとその対応方法について、「日常の業務をミス、トラブル、取りこぼし等のヒューマンエラーがないよう正確に運用すること」の強化に重点を置き、ディスカッションを主体とした研修を実施。	評価	完了

実効性 評価 方法	○対象者アンケート ①研修の理解度 ②研修の有効度 ③研修結果の日常業務への取り込み状況	実効性 評価 結果	○アンケート結果は以下の通り ①理解度プラス評価：97% →研修内容は、十分理解されている ②有効度プラス評価：98% →チェックポイントの明確化に有効 ③取り込み状況プラス評価：100% →日常業務へ十分取り込まれている	評価	有効
-----------------	---	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが計画通りに進捗していることを確認できたことから、完了したものと判断する。 ○アンケート結果によれば、研修の理解度、及び有効度に対する評価、日常業務への取り込みに対する評価が高い水準にあることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○方策が確実に実施され、チェックポイントの明確化に有効であったと評価する。 ○また、研修結果の日常業務への取り込み状況から、定着しているものと評価する。今後も日常業務として継続的に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	工務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (6) 不適切事例を題材としたケース・メソッドの継続実施（水力部門）	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○各職場においてケース・メソッドを実施	4月～3月	○ケース・メソッド実施回数	○「機器冷却水、雑用水等の水の使用」「ダムに関わる官庁への報告データの不適切な取り扱い」「電気事業法の申請を行わずに工事を実施」等、水力発電設備の不適切事例（23事例）より選択し、ケース・メソッドを実施。 ○水力系全職場（71グループ）で実施完了。 ・本店主管部：2グループ ・店所本部：14グループ ・第一線職場：55グループ		
			評価	完了	

実効性 評価 方法	○全社員を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・取り上げた事例について部門・職場として遵守すべき事項を理解したか。	実効性 評価 結果	○全社員を対象としたアンケートより水力部門の対象者の回答を抜粋した結果は、以下のとおり。 ・遵守すべき事項の理解度に関する設問について、プラス評価の割合が98%。平成20年度比±0ポイント →上記の設問において良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。	評価	有効
-----------------	--	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、ケース・メソッドで実施した事例について、遵守すべき事項の理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○部門・職場として遵守すべき事項の理解が高い水準であり、定着化が図れている。 ○今後も日常業務として遵守すべき事項に関する理解度の維持・向上に向けて各職場で不適切事例に関するケース・メソッドを継続する。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	火力部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (7) 保安教育の継続実施（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
①教育資料の作成	8月～	○教育資料の作成	○見直し完了 ・溶接管理技術者研修資料 →見直し実施済み（4月） ・新入社員研修 前期・後期 →見直し実施済み（1月） ・安全管理検査制度 →見直し実施済み（1月） ○作成完了 ・発電用火力設備の技術基準（2月） ・届出・報告（詳細）（2月）	
②教育の実施	随時	○教育の実施	○マニュアルに基づき随時実施 火力部門社員として必要とされる電気事業法に関わる教育を各職場で展開 ・「安全管理検査制度」「届出報告（概要）」「保安規程詳細」「新入社員教育」を新入社員・未受講者を対象に実施。（計420人） ・「発電用火力設備の技術基準」「届出・報告（詳細）」の教育をマニュアルに基づき随時、実施。	
			評価	完了

実効性 評価 方法	○部門アンケート（理解度） ①教育の理解度（新入社員） ②教育の理解度（新入社員以外）	実効性 評価 結果	アンケート結果は以下の通り ①理解度（新入社員）プラス評価：95% →教育内容は理解されている ②理解度（新入社員以外）プラス評価：98% →教育内容は理解されている	評価	有効
-----------------	---	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されていることを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、研修の理解度が高い水準にあることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○教育内容は十分理解されており、有効であったと評価する。 ○マニュアルに従い実施され、日常業務として定着している。今後も、教育内容の充実を図りつつ、継続的に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	労務人事部
実施項目	2 部門間・事業所間人材交流の継続実施	実施対象	全社員

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準		
①定期異動方針による部門交流異動の 具体的指示	平成 21 年 3 月	①具体指示完了	○平成 21 年度定期異動方針周知 (平成 21 年 3 月 23 日) ○関係各部との異動調整を実施 (5 月～6 月) ○計画数 42 名に対し、45 名の異動を実施 (異動者数/計画数=107%)	
②関係各部との交流異動の調整	4 月～6 月	②調整実施完了		
③異動実施	7 月以降	③人事異動実施率 (異動者数/目標数)		
			評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施すること により、当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	○当初計画したアクションプランを上回る数 の異動を実施。 <補足> ・部門交流は、再発防止の視点だけではなく、 人材育成にも寄与すると評価できることか ら、平成 22 年度も継続して実施。	評価	有効
-----------------	-------------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○平成 19 年度部門交流者を対象としたアンケート結果によれば、視野の拡大、知識・技能 の幅の拡大、部門業務の改善という観点で良好な結果であったことから、有効であると評 価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○既に日常業務に定着し、当初計画したアクションプランを上回る計画の異動を実施。 ○部門交流は、法令遵守面のみならず人材育成にも寄与することから、今後も関係部門と調 整を行いつつ、日常業務として継続的に実施していく（なお、取組の効果検証や今後の検 討に資するため、部門交流者を対象としたアンケートや交流実施部門へのヒアリングなど を実施）。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	再発防止策検証部会
実施項目	3 危機意識を持続するための活動の展開 (1) 経営層からのメッセージ発信	実施対象	全社員

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
①再発防止策検証部会長からの全社員へのメッセージ発信	4月 6月 1月	①メッセージ発信件数	<p>○4/27：白川副社長（再発防止策検証部会長）から全社員へメッセージ発信〔社内イントラ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の再発防止対策の取り組み結果と平成21年度の行動計画の公開に併せ発信。 ・危機意識の持続、日常業務における着実実施、各職場でのコミュニケーション充実等を発信 <p>○7/1：白川副社長（再発防止策検証部会長）から全社員へメッセージ発信〔社内イントラ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務の点検月間」の開始にあたり、活発なグループ討議の実施をお願い <p>○7/20：白川副社長（再発防止策検証部会長）から全社員へメッセージ発信〔社報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務の点検月間」の開始にあたり、これまでの具体的な取り組み事例の解説にあわせ、メッセージ発信 <p>注) 1月は、業務の点検月間において「法令遵守の観点から見直しが必要」となる事案が発生した場合の注意喚起を予定していたが、平成21年度は当該件名が無かったため中止</p>		
②経営層の事業所訪問に併せたコミュニケーション活動の展開	随時	②事業所訪問件数 メッセージ発信件数	<p>○経営管理における店所訪問に併せ、20事業所において、白川副社長他の経営層から、再発防止に関するメッセージの発信または意見交換を実施。</p>		

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	<p>○機会を捉えて経営層からのメッセージを発信し、以下の観点から、全社的に危機意識を持続させることができたことから、有効であったと評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機意識を持った業務の遂行度合い（Q5）のプラス評価97%を維持（平成20年度比±0ポイント） ・職場における危機意識を持った業務の遂行度合い（Q8）のプラス評価が96%に向上（平成20年度比+1ポイント） 	評価	有効
-----------------	---------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	<p>○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了したものと判断する。</p> <p>○アンケート結果によれば、危機意識を持った業務の遂行度合いが高い水準であることから、有効であると評価する。</p>	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	<p>○社員意識調査結果等から、社員の企業倫理・法令遵守に対する意識は浸透・向上しており、本方策は有効であったと評価できる。</p> <p>○今後も、企業倫理・法令遵守は事業の基盤であるとの意識の維持、再発防止活動の風化防止のため、継続的にメッセージを発信していくこととする。</p>	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	再発防止策検証部会
実施項目	3 危機意識を持続するための活動の展開 (2) 再発防止活動の原点に立ち返る資料の作成・配布	実施対象	全社

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①平成 14 年、18 年の不適切事案等を題材とした研修ツールの作成・配布	6 月	①ツール作成・配布数	①完了：グループ討議用ツールを作成し（6/30）、企業倫理担当（134 名）に配布 ・グループ討議用資料 「企業倫理定着活動の原点を振り返ろう」 - 企業倫理定着活動の経緯 - 平成 14 年、18 年の不適切事案 - 社内外への影響 - 経営層からのメッセージ	
②他社不祥事事例を題材とした研修ツールの作成・配布	随時	②ツール作成・配布数	②完了：グループ討議用の他社不祥事事例の作成（14 事例） 〈事例〉・保守用車両の衝突事故 ・顧客情報流出 等 (参考) ・役員・本店各部長・店所長・第一線事業所長（151 人）向け他社不祥事事例を作成し配布（1 事例） 〈事例〉・作業終了後、離着陸場に戻る際に墜落	
			評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	○計画したアクションプランが確実に実施されたことにより当初目的が達成されている。 また、アンケート回答結果は以下のとおり。 ・過去の不祥事に関する再認識度合い（Q17）のプラス評価が96% →再認識度合いがきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。 ・部門として遵守すべき事項の理解度（Q19）のプラス評価が97%(前回と同水準) →理解度が極めて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。	評価	有効
-----------------	---------------------------------	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、不祥事の再認識度合い、および部門として遵守すべき事項の理解度が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○方策が的確に実施され、その有効性が確認され、企業倫理意識が定着してきていると評価できる。 ○その効果の維持・向上を図るため、平成 22 年度も企業倫理研修のための不適切事例等を題材とした研修用ツールを充実していく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	II 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	品質・安全監査部
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 (1) レビューの実施や「疑義・改善要望システム」の活用等による規程・マニュアルの継続的な改善	実施対象	全社

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
①規程・マニュアルを軸とした業務の標準化と改善のプロセス（課題抽出～規程・マニュアル類制改定までの流れ）定着状況のモニタリング	4月～3月	○新任者を中心とした本店・24店所総括責任者への継続的な説明（問題点の指摘含む） ○モニタリング・レビューの実施状況確認 ○制改定実績の確認	○完了 本店：3回・100名 店所：24店所・200名 ○完了 モニタリングの実施依頼：11/12 レビューを実施し、制改定計画を策定 本店：4/6～5/12 店所：4/10～6/17 ○完了 本店：505件 店所：971件		
②規程・マニュアル遵守意識定着に向けた意見交換会の実施	4月～3月	○総括責任者説明会実施率（本店・24店所） ○OGM説明会実施率（24店所）	○完了 本店100%（3回・100名） 店所100%（24店所・200名） ○完了 100%（24店所・700名）		
				評価	完了

実効性評価方法	○全社員を対象としたアンケートによる確認 ・必要なルールの制定の有無（Q20） ・不合理なルールの有無（Q21） ・職場における「ルール遵守」の実践度合い（Q6）	実効性評価結果	○全社員を対象としたアンケート ・必要な規程・マニュアルの有無～プラス評価：94%（平成20年度比+1.1ポイント） ・不合理なルールの有無～プラス評価：70%（平成20年度比+2.3ポイント） ・規程・マニュアルの遵守状況～プラス評価：98%（平成20年度と同水準） 【参考】説明会後のアンケート（回答者：700名） ・規程・マニュアルへの意見出しの参考度 プラス評価：81% ・規程・マニュアル遵守への参考度 プラス評価：83% →規程・マニュアルは継続的に改善しているものと評価する。	評価	有効
---------	--	---------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、プラス評価が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価および今後の取組	○3年間、レビューの実施と制改定計画の策定・実施、「疑義・改善要望システム」の活用等に取り組んできた結果、これらの取り組みは日常業務として定着化し、規程・マニュアルは継続的に改善してきたものと評価する。 ○引き続きレビュー、周知活動等を実施し、規程・マニュアルの継続的な改善を図っていく。	評価	A
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	II 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 (2) 法令手続き・技術に関する研修の実施（水力部門）	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果（実績）	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①法令手続きに関する研修の実施	7月～11月	○研修実施 （受講者数）	○工事担当者会議等において電事法法令手続きに関する研修を実施（受講者 29 名） （8/24～10/27, 8 回実施）	
②専門技術者研修修了者等を活用した研修の実施	11月～1月		○水車発電機・制御装置、巻上機等の保全技術に関する研修を実施。（受講者 72 名） （4/30～1/8, 17 回実施）	
			評価	完了

実効性 評価 方法	<p>①水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・法令の理解度(確認テスト形式)</p> <p>②技術研修の個別アンケートによる有効性の評価 ・研修内容の理解度</p>	実効性 評価 結果	<p>①水力部門を対象とした電気事業法の理解度に関するアンケート（確認テスト）の結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法 48 条 1 項（工事の届出要否）に関する 3 つの設問の正解率は平均で 79%（平成 20 年度比 -4 ポイント） ・法 48 条 2 項（工事を開始できる時期）に関する設問の正解率は 98%（平成 20 年度比 +2 ポイント） <p>②技術研修の理解度に関するアンケート結果は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の理解度に関する設問について、プラス評価の割合が平均で 94% <p>→各設問において、良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。</p>	評価	有効
-----------------	---	-----------------	---	----	----

監査結果	<p>○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。</p> <p>○確認テストおよびアンケート結果によれば、法令手続きおよび技術研修の理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。</p>	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	<p>○法令、技術研修の理解度について、良好な結果が得られ、法令手続き等に対する知識は定着してきてきたものと評価できる。</p> <p>○今後も日常業務として法令知識・理解および技術力の維持の維持・向上に向けて研修を継続する。</p>	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	II 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	品質・安全監査部
実施項目	2 内部監査の継続的な実施 (1) 内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認①	実施対象	全社（原子力除く）

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
○業務監査の実施	4月～3月	○業務監査実施率	○計画通り完了 ・本店各部等，業務監査実施率：100% 1本部，6部，1第一線機関， 2海外事務所，1カンパニー ・店所・第一線機関，業務監査実施率： 100% 5支店，3電力所，3火力事業所， 1火力建設所，18支社，1電力所， 7火力発電所	完了

実効性 評価 方法	○監査結果および実施部署に対するヒアリング結果により確認	実効性 評価 結果	○監査の結果，再発防止策が概ね適切に実施されていることを確認したが，一部について以下の提言を行った。 ・規程・マニュアル類の誤記，制改定の遅延 ・不具合管理に関する運用の不備 など ○提言事項については，処置管理票により改善内容を確認した。 (平成22年3月31日現在40件/44件完了。平成22年3月提言分の4件は平成22年4月に処置方針検討完了予定) ○実施部署へのヒアリングにより，全社大の実施状況を確認した。 →内部監査での提言により，再発防止対策の実効性が向上したことから，有効であると評価する。	評価	有効
-----------------	------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 および 今後の取組	○3年間，内部監査を通じて各再発防止対策の実施状況を確認してきた結果，いずれの対策も適切に実施されていた。 ○今後は，必要に応じて，内部監査等を通じて各所の取組み状況を確認していく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	II 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	原子力品質監査部
実施項目	2 内部監査の継続的な実施 (1) 内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認② (原子力部門)	実施対象	原子力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
①年度品質監査計画の策定	4月	①監査計画の承認	①品質監査計画を策定 ・本店・3発電所品質監査部(4/3~4/7)	
②業務品質監査の実施	4月下旬 ~3月	②監査実施率	②監査実施率：100% ・業務品質監査計画 148 件中 148 件実施	
③監視活動の実施	4月下旬 ~3月	③監視活動実施率	③監視活動実施率：100% ・不適合管理委員会など各種委員会の陪席等により、再発防止対策の定着状況を確認	
			評価	完了

実効性 評価 方法	○監査、監視結果および実施部署に対するヒアリングにより確認	実効性 評価 結果	○監査・監視活動および実施部署に対するヒアリングにより、原子力部門の再発防止対策の定着状況が確認され、有効であったと評価する。	評価	有効
-----------------	-------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 および 今後の取組	○監査の結果、再発防止対策が適切に実施されていることを確認した。 ○今後も内部監査において、実施状況を確認していく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	II 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検証部会
実施項目	3 情報共有・水平展開活動の更なる充実 (1) 再発防止策検証部会を活用した情報共有，部門を横断した検討の推進	実施対象	全社

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○再発防止策検証部会を活用した部門横断の情報共有・水平展開の推進	4月 9月 12月 3月	○部会の開催実績	○4/27：再発防止策検証部会 開催 ・同日公表の平成 21 年度 行動計画に基づく具体的なアクションプランを策定し，部会にて決定 ○7/23：再発防止策検証部会 開催 ・平成 20 年度 社員意識調査結果の詳細分析結果，保安活動における総括・部門横断水平展開機能の強化等の取り組み状況について審議 ○12/4：再発防止策検証部会 開催 ・言い出す仕組み「業務の点検月間」の取り組み状況等を審議 ○2/23：再発防止策検証部会 開催 ・平成 21 年度の再発防止活動の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について審議 ○3/10：再発防止策検証部会 開催 ・平成 21 年度の再発防止活動の総括と今後の取り組みについて審議 【参考】再発防止策検証部会について ・全社的な再発防止対策は定着しつつあり，平成 21 年度は日常業務に着実に定着させる必要があること等から，平成 18 年 11 月以降取り組んできた発電対策部会，再発防止策検討部会を統合し，再発防止策検証部会を設置（4/16）	評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより，当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	○当初計画したアクションプラン以上に部会を開催し，再発防止に関する取り組みや個別事案について，全社的な情報共有・水平展開をはかることができたことから，有効であったと評価している。 ○加えて，全社員へのアンケートにおいて，以下の結果を得ており，全社的に再発防止に対する意識や仕組みが共有・定着していることが確認できる。 ・業務上の悩み等をサポートする仕組みの充実度（Q14）のプラス評価が平成 20 年度比+3 ポイントの 69%（平成 19 年度比+16 ポイント） ・危機意識を持った業務の遂行度合い（Q5）のプラス評価 97%を維持（平成 20 年度比±0%）	評価	有効
-----------------	---------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが計画通り進捗していることを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，危機意識について高い水準であるとともに，業務上のサポート体制についてもプラス評価が向上していることから，有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○各再発防止対策が業務に定着してきたことを踏まえ，「再発防止策検証部会」は平成 21 年度末で解消することとし，今後は平常時のリスク管理として，常設の「リスク管理委員会」において管理を行うこととする。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	II 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検証部 品質・安全委員会
実施項目	3 情報共有・水平展開活動の更なる充実 (2) 「保安活動水平展開の広場」を活用し、更なる水平展開を推進	実施対象	全社

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
①部門を横断した社内外不適切事案等の 情報共有・検討の実施	随時	・会議実績回数・ 周知実績等	下記の会議等を通じて、電気事業法、河川法、騒音規制法、消防法、電波法等の関連で63件の不適切事案を情報共有・検討 ・再発防止策検証部報告（5回） ・自主保安推進・連絡会議、保安規程タスク開催【臨時開催含む】（14回）	
②社内外不適切事案等に係わる情報共有・検討結果の「保安活動水平展開の広場」への掲載	随時		○掲載件数9件	
③「保安活動水平展開の広場」の掲載内容の周知	随時		○保安担当・事業用電気主任技術者会議における周知（2回） ○店所安全品質担当会議における周知（1回） ○自主保安推進・連絡会議、保安規程タスクによる周知（4回）	
④日常業務としての更なる定着化に向けた実施方法・体制の見直し検討	随時		○「全社・部門横断的な評価機能強化」「品質・安全委員会の体制の強化」「自主保安推進・連絡会議の体制強化」を実施	
			評価	完了

実効性 評価 方法	情報共有・検討の迅速性、実施内容、実施件数等から総合判断	実効性 評価 結果	○発生した事案等に対して、適切に情報共有・水平展開を実施。 ○情報共有・水平展開活動の更なる充実のための実施方法・体制の見直しを行い、日常業務としても、着実に定着。	評価	有効
-----------------	------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○会議や「広場」を通じて関係者間で情報共有がなされ、体制強化に向けた見直しも実施されたことから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○体制強化のうえ、「保安活動水平展開の広場」を活用し、社内外の不適切事案等に関する情報が、部門を横断して共有していることから、有効であると評価する。 ○自主保安推進・連絡会議は定期的開催され業務に定着しているが、これらの会議体を有効に機能させ、情報共有・水平展開活動を実施する。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	原子力品質・安全部
実施項目	1 立地地域・社会の声を業務に活かす仕組みの定着 (1) 原子力部門における「行動規範」の周知活動の実施	実施対象	原子力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
①安全月間（5月）でのグループ討議実施	5月～9月	○グループ討議の実施	①ケース・スタディを作成し、原子力・立地本部の本店、福島第一、福島第二の全グループ、資材部で「行動規範」（安全と品質達成のための行動基準）を活用した討議を実施。 柏崎刈羽では、各自「行動規範」の重点実施項目を設定したうえで、その内容についてグループ討議を実施。	
②品質月間（11月）でのグループ討議実施	11月～3月		②ケース・スタディを作成し、原子力・立地本部の本店・各発電所の全グループ、資材部で「行動規範」（安全と品質達成のための行動基準）を活用した討議を実施。	
			評価	完了

実効性 評価 方法	○原子力部門を対象とした社員アンケートにより確認 ・日々の業務の中で意識したか ・本件に関して上司と話す場があったか	実効性 評価 結果	○アンケート結果（プラス評価） ・日々の業務の中で意識したか 平成21年：88% 平成22年：90% ・本件に関して上司と話す場があったか 平成21年：69% 平成22年：73% →社員アンケートの結果より、原子力部門における「行動規範（安全と品質達成のための行動基準）」が日頃の業務の中で意識され、行動に繋がってきつつあると評価できることから、本取り組みは有効であったと評価する。	評価	有効
-----------------	--	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプラン通りのグループ討議活動が実施され、社員アンケートの結果も向上していることが確認でき、対策が定着してきていることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○アクションプランが的確に実施され効果が確認され、「行動規範」や取り組みが定着してきたものと評価できる。 ○今後も日常業務として原子力部門における「行動規範」の周知活動を継続する。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	立地地域部
実施項目	1 立地地域・社会の声を業務に活かす仕組みの定着 (2) 地域の声委員会の継続開催	実施対象	原子力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
①第9回委員会 (実施状況確認, 改善策立案等)	5月	○委員会の開催	①第9回委員会(本店)開催(5/15) ・平成20年度下期における地域の声の傾向把握, 対応状況確認, ・本店・各サイトが協働して取り組むべき課題の抽出とアクションプランの審議 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
②第10回委員会 (実施状況確認等)	8月		②第10回委員会(本店)開催(8/21) ・平成21年度第1四半期における声の傾向把握, 対応状況確認, 本店および各サイト間の情報共有 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
③第11回委員会 (実施状況確認, 改善策立案等)	11月		③第11回委員会(本店)開催(11/20) ・平成21年度上期における地域の声の傾向把握, 対応状況確認, ・本店・各サイトが協働して取り組むべき課題の抽出とアクションプランの審議 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
④第12回委員会 (実施状況確認等)	2月		④第12回委員会(本店)開催(3/1) ・平成21年度第3四半期における声の傾向把握, 対応状況確認, 本店および各サイト間の情報共有 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
				完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより, 当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的(立地地域・社会の声を業務に活かす仕組みの定着)が達成されていると評価する。	評価	有効
-----------------	----------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが定期的に実施され, 委員会の運営が定着しており, 有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○アクションプランが的確に実施されており, 取り組みが定着しているものと評価できる。 ○今後も日常業務として地域の声委員会を継続して開催する。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検証部会
実施項目	2 業務の集中的見直しの継続実施 「業務の点検月間」の継続実施（実施時期・方法等も改善）	実施対象	全社

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果（実績）	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①データベースの全店公開	平成21年3月	①公開・周知実施完了	①平成 19, 20 年度分のデータベースを全店公開（4/1）	
②各部門による理解活動の展開	4月～5月	②理解活動用ツール配布完了	②店所への理解活動用ツールの配布（4/28）	
③全社員への討議開始の周知	6月	③周知実施完了	③店所、本店各部への実施依頼（6/18） 経営層からのメッセージ掲載（7/1）	
④グループ討議の実施（第一線事業所、店所、本店）	7月～11月	④グループ討議実施率、討議事案数	④7/1～11/10 実施済	
⑤討議結果の中間報告	12月	⑤報告完了	⑤再発防止策検証部会へ報告（12/4）	
⑥討議内容のフォロー	12月～1月	⑥グループ討議内容	⑥12/8～1/31 討議内容のフォロー実施済	
⑦討議結果の最終報告	3月	⑦報告完了	⑦再発防止策検証部会へ報告（2/23）	
			評価	完了

実効性評価方法	<p>○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記設問に関する結果が良好であることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「何でも言える職場」（Q16） ・業務の点検月間の実施方法に関する評価（Q22） ・業務の点検月間の効果に関する評価（Q23） 	実効性評価結果	<p>○アンケート結果は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「何でも言える職場」（Q16）：プラス評価が84%（平成20年度比+2ポイント） ・「業務の点検月間」の実施方法に関する評価（Q22）：プラス評価が86%（平成20年度比+2ポイント） ・業務の点検月間の効果に関する評価（Q23）：プラス評価が79%（平成20年度比-1ポイント） <p>→上記の3つの設問に対する評価がすべて良好な結果であり、「言い出す仕組み」の対策として効果が出ていることが確認できた。</p>	評価	有効
---------	---	---------	---	----	----

監査結果	<p>○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。</p> <p>○アンケート結果によれば、「何でも言える職場」、実施方法、効果、いずれの評価も良好であることから、有効であると評価する。</p>	評価	有効
------	--	----	----

総合評価および今後の取組	<p>○方策の有効性が確認されたことから、「言い出す仕組み」は定着しているものと評価する。</p> <p>○平成22年度については、日常的な制度に見直しを行い、更なる日常業務への定着を図る。</p>	評価	A
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	電子通信部 電力流通本部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの更なる活用・充実 (1) 不具合管理の仕組みの定着活動の継続実施① (2) 不具合管理の仕組みを活用した更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施① (電子通信・水力・流通部門)	実施対象	電子通信部門 水力・流通部門

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①店所巡回キャンペーンの実施	5月～6月	①キャンペーン実施数	○10支店3電力所へキャンペーンを実施(5/11～6/19) ・取り組み状況・動向の説明 ・主な不具合事例の紹介 ・本店の今後の取り組みを説明 ・さらなる充実した取り組みのお願い ・各店所の取り組み状況確認 ・意見交換 等	
②本店主管部による実施状況確認及びフォローの実施	4月～3月	②本店主管部による不具合データ件数	○不具合管理システムへの全登録事案(1,086件)を本店主管部にて確認し、適宜必要なフォロー(不具合事象の総点検、再発防止策立案・展開、周知・注意喚起等)を実施	
			評価	完了

実効性 評価 方法	部門固有のアンケートにおいて、結果(定着度)が良好であることを確認	実効性 評価 結果	○不具合管理システムへ登録される事象についてはレベル感が揃いつつあり、各案件の管理も充実してきている。 ○アンケート結果では、「以前に比べ不具合を自ら言い出すようになった」との評価が全事業所の94%、8割以上のグループマネージャーが「積極的に不具合管理に取り組んでいる」との評価が全事業所の78%(平成20年度は56%)を占め、本取り組みの定着化が図られている。	評価	有効
-----------------	-----------------------------------	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、不具合管理への取組み度合いが向上したことから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○不具合管理システムを活用した取り組みが定着しており、各案件の管理も充実してきている。 ○引き続き日常業務として取り組みを推進するとともに適宜課題を把握し取り組みの改善をはかっていく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	火力部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの更なる活用・充実 (1) 不具合管理の仕組みの定着活動の継続実施②（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○意見要望を反映した不具合管理の改善	随時	○改善実施 品質改善マニュアル (不具合管理システム) への反映	○平成 21 年度における事業所・発電所からの運用ルールの明確化等の意見・要望：42 件 ○要望を品質改善マニュアル（不具合管理システム）へ反映（平成 21 年 10 月） ○平成 21 年 10 月以降、再度意見・要望を集約し、平成 22 年度も継続して意見・要望を反映していく		

実効性 評価 方法	①部門アンケート（認知度） ・ 不具合管理システムの認知度 ・ 不具合管理システムの有効度	実効性 評価 結果	①アンケート結果は以下の通り ・ 認知度プラス評価：94% →十分に認知されている ・ 情報共有有効度プラス評価：93% →情報共有に有効と評価	評価	有効
	②登録件数による評価		②平成 21 年度の登録件数：1,308 件 毎月の登録件数：90～160 件 (平成 20 年度：90～160 件) →平成 20 年度と同様の件数が登録されている事から、十分に活用され定着している		

監査結果	○アクションプランが実施されていることを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケートの結果によれば、不具合管理システムの認知度及び有効性に対する評価が高い水準にあること、登録件数から仕組みが活用されていることを確認できることから、有効であると評価する	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○認知度も十分であり、登録状況も良好である。 ○また、不具合管理についてのマニュアルも整備されており、日常業務として定着しているものと評価する。今後も要望等を踏まえ、継続的な改善に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	火力部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの更なる活用・充実 (2) 不具合管理の仕組みを活用した更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施②（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
①不具合データを活用した不具合の傾向分析と対策立案	7月	○傾向分析と対策立案の実施および周知実施	○平成 20 年度不具合の傾向分析と対策立案の実施 ○平成 20 年度トラブルを踏まえた発電所別重点実施事項の提示 ○平成 19, 20 年度ヒューマンエラーを踏まえた対応の提示 ○周知活動の実施 (6/2~6/24) ・3 火力事業所, 15 火力発電所		
②水平展開の実施状況確認	2月	○確認実施	○発生した不具合のうち, 必要なものについて水平展開を実施 ・火力部: 27 件, 火力事業所: 12 件 ○水平展開の実施状況確認 (2/23)		
				評価	完了

実効性 評価 方法	○アクションプランを実施することにより, 当初の目的が達成される	実効性 評価 結果	○傾向分析と対策について, 当初計画通り全事業所・発電所に対して周知実施したため, 有効であると評価 ○仕組みを活用した水平展開の実施が確認できたため, 有効であると評価	評価	有効
-----------------	----------------------------------	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されていることを確認できたことから, 完了しているものと判断する。 ○不具合データの傾向分析・対策立案, 水平展開の実施というアクションプランを実施することにより, 当初の目的が達成されるため, 有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○不具合管理の傾向分析・対策立案が計画通り実施され, 仕組みを活用した水平展開も実施されている事から日常業務として定着しているものと評価する。 ○引き続き使いやすい仕組みとなるよう継続的な改善に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	原子力品質・安全部 原子力運営管理部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの更なる活用・充実 (2) 不具合管理の仕組みを活用した更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施③（原子力部門）	実施対象	原子力部門

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
<p>○ニューシア運用手引きに基づく登録および検討</p> <p>※原子力部門においては、平成 14 年度以降の信頼回復と再発防止の取り組みの中で、不適合管理の仕組みを構築（「不適合管理委員会」の設置、不適合事象・ヒューマンエラーの原因分析・対策検討の実施等）し、不適合の適確な管理によるトラブルの未然防止を目指した取り組みを実施している。</p>	随時	○関連マニュアル等に基づき登録及び検討が確実に実行されていること	○ニューシア運用手引きに基づき登録を引き続き実施。ニューシアの登録に関する不適合は発生していない。	
			<p>【参考】当社におけるニューシアへの登録、活用の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：平成 19 年度第 2 四半期（運用手引き改訂後）～平成 22 年 3 月末 ・登録件数：172 件 ・活用件数：66 件 <p>（他社トラブル情報の当社への水平展開要否検討件数は、1,142 件）</p>	
			評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される	実効性 評価 結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的が達成されていると評価する。	評価	有効
-----------------	--------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○登録に係る不適合が発生していないことから対策は定着しつつあり有効と判断する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○アクションプランが的確に実施され、取り組みが定着しているものと評価できる。 ○今後も日常業務としてニューシア運用手引きに基づく登録及び検討を継続し、品質マネジメントシステムの中で管理する。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	4 本店各部による店所サポートの継続実施 (1) 店所巡回サポートの継続①（水力部門）	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施状況評価結果（実績）		
	実施時期	実施完了基準	
○第一線職場を訪問しての意見交換・課題の継続的なフォロー	6月～9月	○第一線職場訪問（実施回数）	○全ての第一線職場（17 制御所）を訪問し、再発防止等に関する情報提供、意見交換を実施（7/30～9/18） ・本店主管部からの情報提供 再発防止対策取組計画の説明 発電水利に関わる対応方針の説明 等 ・意見交換等 職場・個人が抱える悩みや課題 等 ○社内高度専門機関と協働したサポート体制により、随時、相談を受付、対応を実施。 ○相談件数 7 件について全て対応を実施。相談内容は以下のとおり。 ・計測値の評価に関する相談：3 件 ・補修方法等の設備の維持管理に関する相談：3 件 ・官庁への報告に関する相談：1 件
○ダム計測管理相談窓口によるサポートの継続	随時	○相談件数	
		評価	完了

実効性評価方法	○水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・店所巡回キャンペーンは、悩みや課題を相談する機会として効果があったか？ ・ダム計測管理業務に関する相談窓口を知っているか？ ・ダム計測管理業務に関する悩みについて、解決に向けたサポートが得られやすくなったか？	実効性評価結果	○水力部門を対象としたアンケート結果は、以下のとおり。 ・店所巡回キャンペーンに関する設問について、プラス評価の割合が97%（平成20年度比+2ポイント） ・ダム計測管理業務の相談窓口については、「知っている」が91%で高い認知度（平成20年度比+2ポイント） ・サポートについてのプラス評価の割合が92%（平成20年度比-1ポイント） →上記設問において、良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる	評価	有効
---------	--	---------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、店所巡回キャンペーンの評価ならびに相談窓口の認知度・サポートの得られやすさの評価は高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価および今後の取組	○店所巡回キャンペーンならびに相談窓口のサポート効果とも良好な結果が得られ、取り組みが定着してきたものと評価できる。 ○今後は日常業務の中で適宜、店所サポートを実施するとともに、相談窓口による店所サポートを継続する。	評価	A
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	火力部
実施項目	4 本店各部による店所サポートの継続実施 (1) 店所巡回サポートの継続②（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
○本店GMによる発電所GM等との意見交換の実施	4月 12月	○意見交換の実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：100% (2/2回) ・実施期間：1回目：3/11～4/10 2回目：12/1～12/24 ・対象箇所：3火力事業所，4火力建設所 15火力発電所 ・巡回者：火力部長代理，火力部GM， 火力ECGM ・実施内容：コミュニケーション活動として本店GMが発電所を訪問し，意見交換を実施。意見・要望を業務に反映。	完了

実効性 評価 方法	○部門アンケート（有効度） ①説明の充実度 ②意見交換の満足度	実効性 評価 結果	○アンケート結果は以下の通り ①充実度プラス評価：98% →十分な説明がなされている ②満足度プラス評価：97% →意見交換では，十分な意思疎通が図られている	評価	有効
-----------------	---------------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，説明の内容，意見交換での意思疎通に対する評価が高水準にあることから，有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○意見交換において十分な意思疎通が図られており，充実した意見交換であったと評価する。 ○また，意見交換は定例的に実施しており，日常業務として定着している。今後も，有効な意見交換の場として継続的に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	火力部
実施項目	4 本店各部による店所サポートの継続実施 (2) 法令・技術サポートの継続実施（火力部門）	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①自主保安掲示板を活用した法令改正情報の周知および対応	随時	—	○各種情報の周知（平成 21 年度：86 件） ・法令改正情報：3 件 ・情報共有：18 件 ・会議情報：6 件 ・溶接情報：50 件 ・その他情報：9 件	
②自主保安情報連絡会の開催	6 月, 12 月	○連絡会の実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：150% (3/2 回) 6/12, 8/31, 11/20 ・情報共有・諸課題を検討する場として活用 (本店, 事業所, 建設所の GM・メンバー)	
③技術指針の周知活動の実施	制改定時随時	○説明会実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：100% (23/23 回) ・技術指針制改定 12 件につき, 計 23 回の説明会を実施	
			評価	完了

実効性 評価 方法	①部門アンケート（有効度） ・掲示板の有効度	実効性 評価 結果	①アンケート結果は以下の通り ・有効度プラス評価：99% →掲示板は有効に機能している	評価	有効
	②, ③アクションプランを実施する事により当初の目的が達成される。 <補足>過去の実績より有効度が確認されている事を踏まえ, 平成 21 年度は上記で評価		②当初計画を上回る回数を実施し, 情報共有を図れたため, 有効と評価 ③制改定を行った全ての技術指針について, 説明を行い, 周知を図ることができたため, 有効と評価		

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケートにより掲示板が有効に機能していることが確認でき, また自主保安情報連絡会, 技術指針の周知活動が計画の通りに実施されたことから, 有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○自主保安掲示板, 自主保安情報連絡会といった法令サポート, および技術指針の周知活動といった技術サポートがともに有効であると評価する。 ○日常的または定例的に実施され定着しており, 今後も継続して取り組んでいく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	総務部
実施項目	4 本店各部による店所サポートの継続実施 (3) 企業倫理研修等の機会を捉えた相談窓口への連絡方法や相談者保護についての周知活動の継続	実施対象	全社員

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○企業倫理担当情報連絡会や出張研修における周知	随時	○周知実施回数	○完了 ・本店企業倫理担当情報連絡会（4/28） - 平成21年度企業倫理定着に向けた活動について - 企業倫理相談窓口案件について 他 ・店所企業倫理担当情報連絡会（4/28） - 平成21年度企業倫理定着に向けた活動について - 企業倫理相談窓口案件について 他 ・新任企業倫理担当研修（7/15） - 企業倫理定着に向けた取り組み - 企業倫理定着活動の概要 - 企業倫理相談窓口について ・店所・第一線機関等への出張研修による周知34回 - 企業倫理定着に向けた取り組み経緯 - 社外の不適切事例 - 企業倫理相談窓口の対応と事例 他		
			評価	完了	

実効性 評価 方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認 ・相談窓口への連絡方法の認知度（Q24） ・相談窓口の相談者保護のルールの認知度（Q25）	実効性 評価 結果	○全社員を対象としたアンケート回答結果は、以下のとおり。 ・相談窓口への連絡方法の認知度（Q24）のプラス評価が84%（前回は+1ポイント） ・相談窓口の相談者保護のルールの認知度（Q25）のプラス評価が90%（前回と同水準） →相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度は高いことから、一定の効果が得られたと考える。	評価	有効
-----------------	---	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されるとともに、企業倫理意識が定着してきたものと評価できる。 ○平成22年度も、研修等の機会を捉えて、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動を継続していく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	総務部
実施項目	5 法務室による店所サポートの継続実施 出前法律相談、ヘルプラインの継続実施	実施対象	全社

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準		
①全 82 事業所を対象とした出前法律相談の実施	4月～3月	○研修（実施率）	○82 事業所/82 事業所実施済（100%）	
②ヘルプラインの継続実施	4月～3月	○法律相談（相談件数）	○275 件	
			評価	完了

実効性 評価 方法	①受講者を対象としたアンケートによる理解度確認 ②相談実績等のデータ分析による確認	実効性 評価 結果	○出前法律相談出席者を対象としたアンケートにおいて、出前法律相談の内容についての質問では、「非常に良い」「良い」との回答が全体の92%を占めた。また、出前法律相談がコンプライアンスの向上や法的疑問点の解明に役立つと思うかとの質問では、「思う」との回答が全体の99%を占めた。 ○ヘルプラインの受付実績を分析したところ、相談元別では本店が151件と最も多いものの、支店、支社等も124件と全体の45%に達しており、支店、支社等の相談の1ツールとして定着してきている。	評価	有効
-----------------	--	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、出前法律相談の内容の評価が高い水準にあり、ヘルプラインも相談の1ツールとして定着してきていることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○法務室の活動について、一定の効果が上がっていることを確認するとともに、取り組みが定着してきたものと評価できる。 ○今後も効果が低下しないよう、日常業務において、出前法律相談やヘルプライン等による店所サポートを継続実施していく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検証部会
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (1) 関係会社・協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有①	実施対象	社外

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
○関係会社経営情報連絡会等を活用したグループ大での情報共有・水平展開の推進	4月 10月	○情報提供実施数	<p>○4/13：第103回関係会社経営情報連絡会実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の取り組み状況並びに平成21年度の行動計画について、情報共有を推進 対象：関係会社、出資会社35社（取締役級35名） <p>○10/26：平成22年度グループ中計作成方針説明会実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の具体的な再発防止対策、アクションプランについて情報共有を推進 対象：関係会社、出資会社55社（取締役、企画部長等76名） <p>※6/12 関係会社企業倫理担当会においても、関係各社企業倫理担当に対して、同様の内容を解説するとともに、平成20年度の「業務の点検月間」で抽出された個別事案を紹介し、注意を喚起。</p>	完了

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される	実効性評価結果	○当初計画したアクションプランの通り、関係会社と再発防止に関する取り組み状況について、情報共有を図ることができたことから、有効であったと評価している。	評価	有効
---------	--------------------------------	---------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○趣旨に則りアクションプランが実施されており、継続的な実施により、効果が期待できることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価および今後の取組	○再発防止活動に関する当社の取り組みについて、関係会社との有益な情報共有を行うことができたことから、本方策は有効と評価できる。 ○関係会社との連絡会は定期的に実施され、日常業務に定着しており、今後とも、日常業務において、社外関係各所との積極的な情報共有を行っていく。	評価	A
--------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	電子通信部 工務部 配電部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (1) 関係会社・協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有② (電子通信・水力・流通部門)	実施対象	社外

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○本店主管部の関係会社との連絡会等を活用したグループ大での情報共有・水平展開の推進	4月～3月	○連絡会（情報提供）実施数	○本店各主管部にて協力会社やメーカーなどの関係会社と災害やルール不遵守事例等の情報共有・水平展開を目的とした連絡会等を適宜実施 ・電子通信部：11回 （参加関係会社数：16社） ・工務部：24回 （参加関係会社数：42社） ・配電部：4回 （参加関係会社数：16社）	評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される	実効性 評価 結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的が達成されていると評価する。	評価	有効
-----------------	--------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○趣旨に則りアクションプランが実施されており、継続的な実施により、効果が期待できることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○アクションプランが的確に実施され目的が達成されている。 ○意見交換は定例的に実施され日常業務として定着しており、今後も引き続き社外関係各所への積極的な情報共有をはかっていく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	火力部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (1)関係会社、協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有③ (火力部門)	実施対象	社外

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
○グループ会社意見交換会等を活用した情報共有・水平展開の推進	4月～3月	○意見交換会実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：113% (17/15回) ・トラブル事例他 (4/4回) 対象：関係各社2社 出席：39名 ・業務計画他 (7/7回) 対象：関係各社6社 出席：77名 ・安全活動他 (5/4回) 対象：関係会社1社 出席：64名 ・トラブル再発防止対策検討会 (1/0回) 対象：関係会社1社 出席：4名	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される	実効性 評価 結果	アクションプランの通り、意見交換会を着実に開催し、再発防止に関する取組や個別事案について、情報共有・水平展開を図ることができたため、有効であると評価	評価	有効
-----------------	--------------------------------	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されていることを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○十分な活動実績を達成し、積極的な情報共有を図れたことから有効であると評価する。 ○また、意見交換は定例的に実施されており、日常業務として定着している。今後も、継続的に取り組んでいく。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価 《重点実施方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	原子力品質・安全部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (1) 関係会社・協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有④ (原子力部門)	実施対象	社外

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
○原子力品質保証検討会等を活用したグループ大での情報共有・水平展開の推進	4月～3月	○原子力品質保証情報連絡会等の開催	○東京電力原子力品質保証情報連絡会(*1)を開催(9/24) ・現場の力量向上への取り組み ・工事共通仕様書の改訂について 他 ○原子力安全・品質検討会(*2)を開催(10/8) ・柏崎刈羽における災害事例の紹介 ・災害撲滅への取り組みに関する意見交換 *1 品質保証活動に関する情報交換並びに調達管理を含めた品質保証活動に係わる課題の情報共有・対応検討等を行うことにより、当社ならびに協力企業が一体となった品質保証活動のより一層の効率的運用を図ることを目的とした会議体 *2 当社原子力部門並びに原子力発電所の運営・保守に携わる企業の経営層との間にて、安全最優先・企業倫理遵守の価値観の共有や品質マネジメントシステムの徹底を図ることを目的とした会議体	完了

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される	実効性評価結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的（社外関係各所とのコミュニケーション強化）が達成されていると評価する。	評価	有効
---------	--------------------------------	---------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アクションプランを実施することにより、関係会社・協力会社など社外関係各所との情報共有が図られることから、有効と評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価および今後の取組	○アクションプランが的確に実施され、取り組みも定着しているものと評価できる。 ○今後も、日常業務として原子力品質保証情報連絡会等を活用したグループ大での情報共有・水平展開の推進を継続する。	評価	A
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検証部会
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (2) 原子力安全・保安院等，社外関係各所への積極的な情報提供①	実施対象	社外

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	
①原子力安全・保安院とのコミュニケーション活動の実施	随時	○コミュニケーションの継続（実施頻度等）	○本店立入検査に係わる意見交換会（1回） ○電力監査部長会議（1回） ○本店立入検査に係わるフォローアップ資料提出・説明（2回）	
②産業保安監督部とのコミュニケーション活動の実施	随時		○関東・東北産業保安監督部電力安全課との意見交換会（1回）	
			評価	完了

実効性 評価 方法	実施頻度等から総合的に判断	実効性 評価 結果	○保安に関する業務全般にわたって意見交換を実施し，コミュニケーションを深めた。	評価	有効
-----------------	---------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○趣旨に則りアクションプランが実施されており，継続的な実施により，効果が期待できることから，有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 および 今後の取組	○原子力安全・保安院等，社外関係各所への情報提供活動は定着していると評価する。 ○引き続き，日常業務において取り組みを実施する。	評価	A
----------------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (2) 原子力安全・保安院等，社外関係各所への積極的な情報提供② (水力部門)	実施対象	社外

アクションプラン	実施状況		実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①当該年度の工事計画を保安監督部へ情報提供	6月～8月	○情報提供・協議実施 (情報提供・協議回数)	○水力発電設備定期打合せで当該年度の工事計画，点検計画等を各産業保安監督部に情報提供 ・関東東北産業保安監督部（7/6） ・中部近畿産業保安監督部（7/13） ・関東東北産業保安監督部東北支部（7/30）	
②法令手続き等について事前相談を実施（国土交通省，経済産業省）	随時		○平成21年4月から平成22年3月までの期間に法令手続き等に関する協議，情報提供を約2000回実施	
			評価	完了

実効性評価方法	○ケース・メソッドにより相談する意識の醸成を確認	実効性評価結果	○水力系7店所合同で「河川法手続き」に関するテーマについてケース・メソッド（グループディスカッション）を実施した結果は以下のとおり。 ・全てのグループで「判断に迷う場合」，「不具合が発生した場合」には監督官庁へ報告・相談することが議論されていた。 →「迷った時には相談する風土」が定着しているものと考えられる。	評価	有効
---------	--------------------------	---------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○「迷った時には相談する風土」が醸成され，関係当局へ相談・確認する意識が浸透しており，有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価および今後の取組	○数多くの協議を実施し，「迷った時には相談する風土」が醸成・定着している。 ○今後も，日常業務として適宜相談・情報提供を実施し，コミュニケーションの強化を図っていく。	評価	A
--------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価《日常管理方策》

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	火力部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーション強化 (2) 原子力安全・保安院等，社外関係各所への積極的な情報提供③ (火力部門)	実施対象	社外

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
			評価	完了
○産業保安監督部との定例的な意見交換の実施	7月	○意見交換会の実施率 (実施回数/計画回数)	○完了：100% (2/2回) ・ 関東東北産業保安監督部 (7/14) ・ 関東東北産業保安監督部東北支部 (7/27) ○意見交換の内容 ・ 火力設備に関する建設工事の状況 ・ 火力設備の運転状況，補修状況 ・ 今夏の需給 ・ 安全管理審査の状況 他	完了

実効性 評価 方法	○定例意見交換会の実施状況	実効性 評価 結果	○保安だけでなく，需給を含めた火力部門全般 に関わる意見交換ができ，有効と評価	評価	有効
-----------------	---------------	-----------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されていることを確認できたことから，完了しているものと判断する。 ○アクションプランを実施することにより，当初の目的が達成されるため，有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○有効な情報交換を実施することができ，情報提供活動は定着していると評価する。 ○今後も，日常業務において継続的に活動していくことを働きかけていく。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価【参考】

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 以下の技術的課題に関して、関係当局との協議を継続 ①揚水発電所における流入量/放流量、水位データの処理方法 ②渋沢ダム操作規程	実施対象	社外

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)
	実施時期	実施完了基準	
①揚水発電所における流入量/放流量、水位データの処理方法に関する協議継続	—	○協議完了	○具体的な処理方法について国交省の了解が得られた。(2/9 協議完了)
②渋沢ダム操作規程の改定	—	○協議完了	○改定に必要な現地調査を実施し、操作規程改定案を作成し、国土交通省に提出。(12/22) ○現在、国土交通省にて内容確認中。 なお、課題となっていた冬期間のダム運用については、国土交通省の了解が得られ、運用している。 →国交省の内容確認後、操作規程改定の申請を行う。
			評価 一部を除き完了

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される	実効性評価結果	○各技術的課題の解決状況は以下のとおり。 ・「揚水発電所における流入量/放流量、水位データの処理方法」については、国土交通省との協議が完了。 ・「渋沢ダム」の課題となっていたダム運用については了解が得られ、運用している。 →技術的な課題が概ね解決したことから、一定の成果が得られたと考えられる。	評価	有効
---------	--------------------------------	---------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが概ね実施されたことを確認できたが、渋沢ダム操作規程の改定については、協議が完了していない。 ○揚水発電所における各種データの処理方法については、国土交通省の了解が得られたこと。また、渋沢ダム操作規程の改定については、冬期間のダム運用について了解が得られ、運用していることから、有効であると評価する。なお、未完了課題については、継続して監視を行うこととする。	評価	有効 (要監視)
------	---	----	-------------

総合評価および今後の取組	○「揚水発電所における流入量/放流量、水位データの処理方法」については、関係当局との協議が完了した。 ○「渋沢ダム操作規程」については、国交省にて改定案の内容確認中である。今後は、内容確認結果を踏まえて、申請手続きを進めていく。	評価	B
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価【参考】

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	原子力設備管理部
実施項目	1 制御棒自然引き抜けの防止	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価		
<p>①制御棒駆動水系冷却水差圧高／低の警報分離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽 1～5 号機の対策工事実施 <p>②制御棒駆動水系冷却水の差圧が高くなった場合に制御棒駆動水系ポンプを停止させ差圧上昇を防止するインターロックの新規採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一 1～6 号機の対策工事実施 ・福島第二 1, 4 号機の対策工事実施 ・柏崎刈羽 1～5 号機の対策工事実施 	各プラントの定期検査時	○対策工事完了	<p>①制御棒駆動水系冷却水差圧高／低の警報分離：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽 1, 5 号機で対策工事完了 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一, 福島第二では全プラント完了 ・柏崎刈羽 2～4 号機は起動までに完了予定 <p>②インターロックの新規採用：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一 2～6 号機で対策工事完了 ・福島第二 1, 4 号機で対策工事完了 ・柏崎刈羽 1, 5 号機で対策工事完了 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一 1 号機は平成 22 年 7 月までに完了予定 ・福島第二では全プラントで完了 ・柏崎刈羽 2～4 号機は起動までに完了予定 	評価	一部を除き完了

実効性評価方法	<p>○指示文書に基づき確実に対策工事が行われていることを確認</p> <p>○制御棒引き抜け事象の発生件数を確認</p>	実効性評価結果	<p>○「①制御棒駆動水系冷却水差圧高／低警報分離」については、柏崎刈羽 2～4 号機を除き完了</p> <p>○「②インターロックの新規採用」については、福島第一 1 号機, 柏崎刈羽 2～4 号機を除き完了</p> <p>○対策工事実施済のプラントを含め、制御棒引き抜け事象は発生しておらず、制御棒引き抜けによる臨界事象の防止という観点から有効であると判断できる。</p>	評価	有効
---------	---	---------	--	----	----

監査結果	<p>○定期検査に合わせ、順次アクションプランが実施されており、警報表示の「高」・「低」分離と新たなインターロックの採用により、制御棒駆動水系冷却水差圧高発生時の対応の迅速化が図られ、制御棒引き抜け防止につながることから、有効であると評価する。</p> <p>○なお、未実施のプラントについては、平成 22 年度も引き続き監視する。</p>	評価	有効 (要監視)
------	--	----	-------------

総合評価および今後の取組	<p>○各プラントの定期検査に合わせて対策工事を実施しており計画的に進められている。また、既に対策工事実施済のプラントを含め、制御棒引き抜け事象は発生していないことから、有効と判断する。</p> <p>○今後も引き続き計画的に対策工事を実施することとし、品質マネジメントシステムの中で管理する。</p>	評価	B
--------------	---	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価【参考】

区分	電事連大で展開する対策	実施部署	原子力・立地業務部 原子力設備管理部
実施項目	1 組織風土評価の活用 日本原子力技術協会（JANTI）による組織風土評価を活用した改善策の検討・実施	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)		
			評価	完了	
○JANTI による福島第一・第二を対象とした改善等のコンサルティング結果に基づく改善策の検討・実施	4月～3月	○改善策を検討・策定し、改善策を実施すること	○JANTI による福島第一・第二を対象とした改善等のコンサルティング(*)を実施(平成20年度) ○上記コンサルティング結果に基づき、福島第一・第二にて改善策を策定・実施 ○柏崎刈羽においても、福島第一・第二の結果を踏まえて改善策の水平展開を検討し、同様の活動が実施されていることを確認 *JANTI による改善等のコンサルティング(組織風土評価) ・アンケート調査と現場診断から構成される。安全文化の醸成状況をアンケート調査により把握し、その結果を基にした現場診断の結果から具体的問題点を把握することを目的に実施される。	評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的（JANTI による組織風土評価を活用した改善策の実施）が達成されていると評価する。	評価	有効
-----------------	---------------------------------	-----------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから完了しているものと判断する。 ○アクションプランを実施することにより、安全意識の一層の定着・浸透が期待されることから、有効と評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 および 今後の取組	○アクションプランが実施されたことで、安全文化の一層の定着・浸透が期待できるものと評価する。	評価	A
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価【参考】

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	原子力運営管理部
実施項目	1 直近の定期検査における特別な検査の実施	実施対象	柏崎刈羽1号機 福島第一3号機 福島第二4号機

アクションプラン	実施時期	実施完了基準	実施状況評価結果 (実績)	
	①柏崎刈羽1号機：特別な検査の実施	①平成19年5月～	○特別な検査の受検終了	①新潟県中越沖地震のため中断していたが、現在、特別な検査を再開し実施中
②福島第一3号機：特別な検査の実施	②平成19年度		②平成19年度終了	
③福島第二4号機：特別な検査の実施	③平成20年度		③平成20年度終了	
			評価	国からの指導に基づき実施中

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	—	評価	—
-----------------	---------------------------------	-----------------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 および 今後の取組	○柏崎刈羽1号機の特別な検査については、現在、実施中。 ○引き続き、国からの指導に基づき実施する。	評価	—
----------------------	--	----	---

再発防止対策の実施状況および実効性の評価【参考】

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	原子力設備管理部
実施項目	3 運転データ情報の監視	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	実施時期	実施完了基準	評価	完了
①運転データの保安検査官事務所への伝送仕様検討（計測制御設備、プロコン改造等）	①平成20年度	○新規伝送項目を含む運転データの保安検査官事務所への伝送	①②設備改造，工事に関する仕様および工程の検討完了（平成20年度）	
②運転データの保安検査官事務所への伝送仕様検討（社内・外伝送ネットワーク）	②平成20年度		③全プラントの運転データを国のERSSシステムへ伝送するための当社側準備を完了。3発電所とも伝送開始（新規伝送項目を除く）（平成20年度）	
③運転データの保安検査官事務所への伝送（新規伝送項目を除く）	③平成20年度		全プラントにおいて，平成21年4月より本格運用を開始	
④運転データの保安検査官事務所への伝送（新規伝送項目）	④4月～3月		④新規伝送項目（福島第一・福島第二：放水口モニタデータ，柏崎刈羽：海水モニタデータ）は全プラントにて工事を実施し，平成22年3月までに3発電所とも伝送を開始	
			※ERSSシステム：緊急時対策支援システム	
			評価	完了

実効性 評価 方法	アクションプランを実施することにより，当初の目的が達成される。	実効性 評価 結果	—	評価	—
-----------------	---------------------------------	-----------------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 および 今後の取組	○全プラントにおいて，本格運用を平成21年4月から開始。 ○新規伝送項目（放水口モニタデータ・海水モニタデータ）については全プラントにて工事を実施し，3発電所とも伝送を開始している。	評価	—
----------------------	--	----	---